

|

他人事、じゃない 高齢者虐待

佐倉市役所高齢者福祉課 (R8.2)

虐待の早期発見

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第5条より】

- 養介護施設
- 病院
- 保健所
- 高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者
- 医師
- 保健師
- 弁護士
- 高齢者の福祉に職務上関係のある者

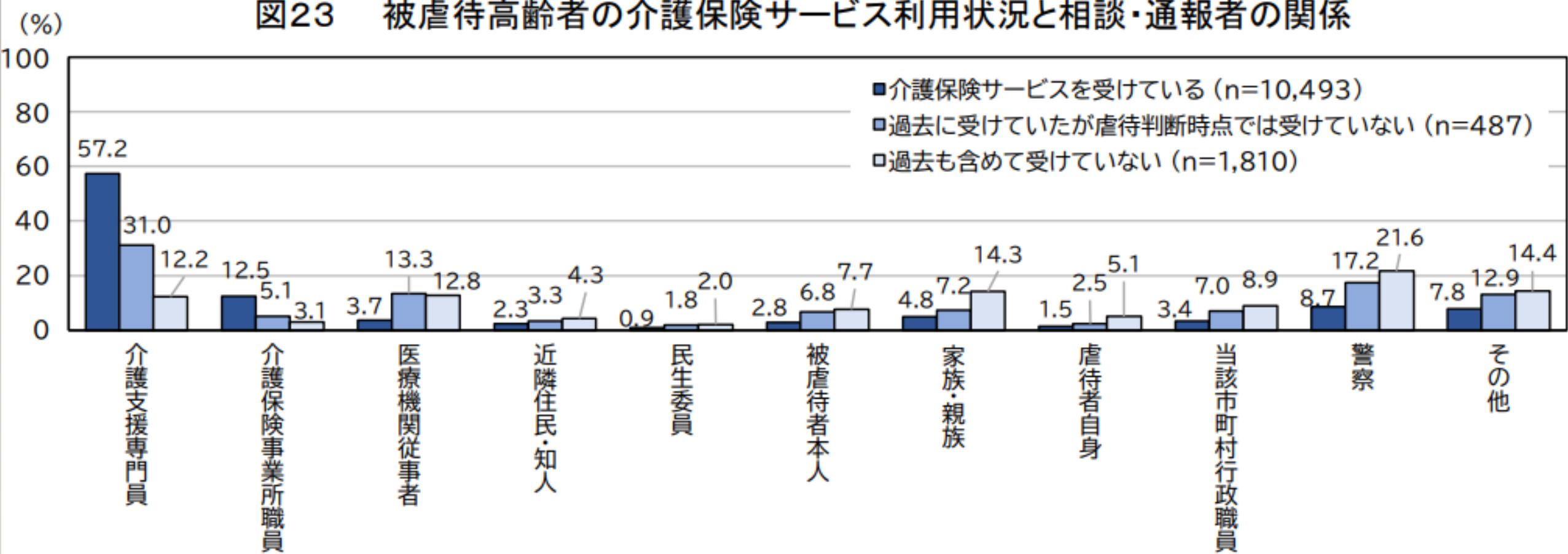
→高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、
高齢者虐待の早期発見に努めなければならない



～養護者による虐待～

養護者による虐待 ~通報義務~

図23 被虐待高齢者の介護保険サービス利用状況と相談・通報者の関係



養護者による虐待 ~通報義務~

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第7条より】

■養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、

① 高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

→ (通報義務)

② 生命または身体に重大な危険が生じている場合以外は、市町村に通報するよう努めなければならない。

→ (努力義務)

※通報者の秘密は守られます。

養護者による虐待～こんな時にはご相談～

叩く、怒鳴る、脅すだけではありません

- ・医療機関の判断を無視した、リハビリの強要
- ・必要な医療や福祉のサービスを家族が拒否
- ・身体や着衣、室内が常に不衛生
- ・室内への閉じ込め、家からの締め出し
- ・年金がある筈なのにサービス利用料未納が続く
- ・その他、心配な状況があればお早めに……

養護者による虐待 ~通報窓口~

佐倉市役所高齢者福祉課 包括支援班	佐倉市海隣寺町97番地 ☎043-484-6138
佐倉地域包括支援センター	佐倉市宮前3丁目12-1 ☎043-488-5151
臼井・千代田地域包括 支援センター	佐倉市王子台1丁目23番地 レイクピアス13階 ☎043-488-3731
志津北部地域包括支援センター	佐倉市ユカリが丘6丁目12-3 イオンタウンユカリが丘東街区1階 ☎043-462-9531
志津南部地域包括支援センター	佐倉市上志津1672-7 志津市民プラザ1階 ☎043-460-7700
南部地域包括支援センター (根郷・和田・弥富地区)	佐倉市大篠塚1587 ☎043-483-5520

- 市が地域包括支援センターと協力して調査し、虐待の有無を判断します。
- 調査や支援の過程で、皆様に協力を願いすることがあります。

～養介護施設従事者等による虐待～

他人事ではありません 「養介護施設従事者等」の定義

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・<u>地域密着型</u> <u>介護老人福祉施設</u> ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>居宅サービス事業</u> ・<u>地域密着型サービス事業</u> ・<u>居宅介護支援事業</u> ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防 サービス事業 ・介護予防支援事業 	<p>「<u>養介護施設</u> または 「<u>養介護事業</u> の業務に従事する者 (※)</p>

※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、
介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます。（高齢者虐待防止法第2条）

養介護施設従事者等による虐待

表 15 当該施設・事業所の種別

	木特別養護老人ホーム	施介護老人保健	療介護施設	介護医療院	共認同症	木有料老人ホーム	(内訳)	型小居宅規模多機能等能
件数	352	108	10	181	346	(207)	(139)	35
割合(%)	28.9	8.9	0.8	14.8	28.4	(17.0)	(11.4)	2.9

	木輕費老人ホーム	木養護老人ホーム	施短期入所	訪問介護等	通所介護等	支居支援等	その他	合計
件数	6	15	45	49	48	6	19	1,220
割合(%)	0.5	1.2	3.7	4.0	3.9	0.5	1.6	100.0

養介護施設従事者等による虐待

表 72-3 施設種別ごとの虐待種別の関係（詳細・虐待判断件数ごと）

	虐待判断 件数	虐待種別						虐待に該当す る身体拘束
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待		
小規模多機能型居宅介護等	件数	34	17	6	11	1	4	7
	割合(%)	100.0	50.0	17.6	32.4	2.9	11.8	20.6
認知症対応型共同生活介護	件数	166	116	32	70	7	2	48
	割合(%)	100.0	69.9	19.3	42.2	4.2	1.2	28.9
短期入所施設	件数	43	30	6	10	1	2	11
	割合(%)	100.0	69.8	14.0	23.3	2.3	4.7	25.6
訪問介護等	件数	48	19	9	13	1	15	8
	割合(%)	100.0	39.6	18.8	27.1	2.1	31.3	16.7
通所介護等	件数	47	21	2	11	10	9	7
	割合(%)	100.0	44.7	4.3	23.4	21.3	19.1	14.9
居宅介護支援等	件数	6	1	0	2	0	3	1
	割合(%)	100.0	16.7	0.0	33.3	0.0	50.0	16.7
その他	件数	18	11	3	6	0	1	9
	割合(%)	100.0	61.1	16.7	33.3	0.0	5.6	50.0

養介護施設従事者等による虐待 ~通報義務~

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2

1条】

A 養介護施設従事者等は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報しなければならない。
→養介護施設従事者等が虐待を発見した場合は通報義務が課せられています！

B 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、重大な危険が生じている場合には、速やかにこれを市町村に報告しなければならない。

→ (通報義務)

C 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならない。

→ (努力義務)

養介護施設従事者等による虐待

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	等当該施設管理者	（医療機関従事者含む）	介護支援専門員	相談員介護サービス
人数	102	596	1,119	349	741	107	141	25
割合(%)	2.5	14.6	27.4	8.6	18.2	2.6	3.5	0.6
(参考)	76	595	1,125	293	654	112	135	14
令和5年度	1.9	15.2	28.7	7.5	16.7	2.9	3.4	0.4

養介護施設従事者等による虐待

【通報・相談窓口】

佐倉市役所福祉部高齢者福祉課 包括支援班

佐倉市海隣寺町97番地

☎043-484-6138

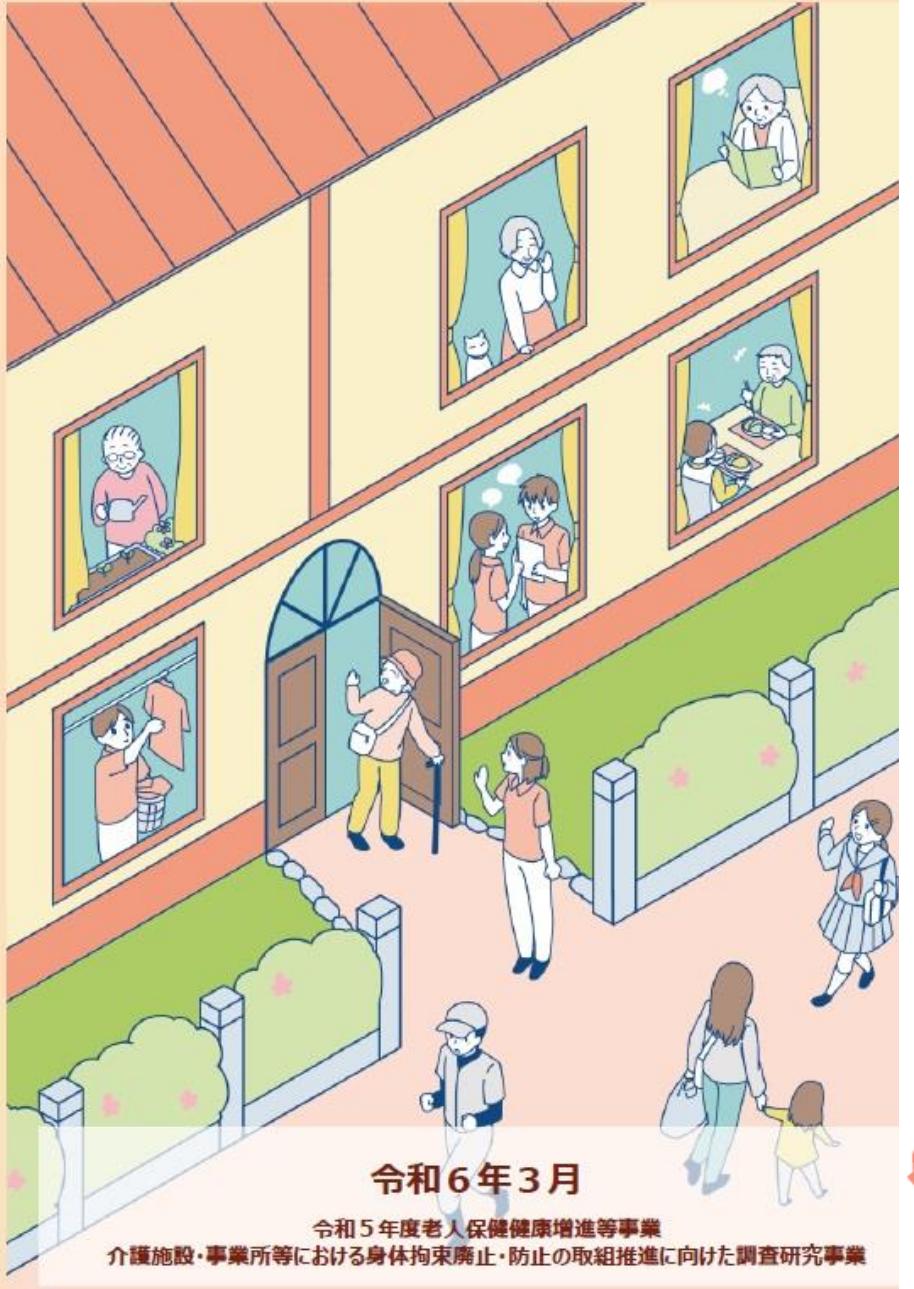
- 虐待の有無の判断は、市が行います。
- 通報内容を踏まえて必要な調査等を行い、虐待発生の要因確認と、再発防止のための体制整備について助言や改善指導等を行います。

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて

施設従事者による虐待の発生要因【令和6年度 厚生労働省調査結果】

内容	件数	割合
虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意欲の不足	926	75.9%
職員の倫理観・理念の欠如	785	64.3%
職員のストレス・感情コントロール	763	62.5%
職員の性格や資質の問題	756	62.0%
高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	717	58.8%

介護施設・事業所等で働く方々への
身体拘束廃止・防止の手引き



三個の要件をすべて満たすことが必要

本人の尊厳を守るために、切迫性、非代替性、一時性をすべて満たす状態であることを、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で検討、確認し、記録しておくことが求められる。

切迫性

本人または他の入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

「本人の尊厳を守るために」の緊急やむを得ない場合の三个の要件

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること



三个の要件の確認は、本人の尊厳を守るためにのプロセスである！

「緊急やむを得ない場合」の三个の要件を検討するにあたり、まずは本人の尊厳を守ることを第一に考える必要があります。三个の要件の確認等の手続きは、本人の尊厳を守るためにのプロセスであり、身体拘束廃止・防止を目的に行うものです。